

令和5年10月24日

秋田県知事 佐竹 敬久 様

秋田県地方独立行政法人評価委員会  
委員長 倉林 徹

地方独立行政法人秋田県立病院機構の中期目標の期間の終了時における  
検討について（答申）

令和5年10月16日付け医一1285で諮問のこのことについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第30条第2項の規定に基づく秋田県地方独立行政法人評価委員会の意見は次のとおりである。

地方独立行政法人秋田県立病院機構について、組織体制を維持した上で業務を継続させ、今後の検討課題等を次期中期目標及び中期計画に反映させることとした、地方独立行政法人法第30条第1項に規定する中期目標の期間の終了時における検討については、適当と認める。